

福祉医療事業概要

平成29年度 福祉医療費助成事業概要

区分及び根拠法令 (実施年月日)		支給要件		支給対象医療費	給付方法
		年齢等	所得制限		
71 子ども	子ども医療費 助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	0歳児～15歳に達する日以降 の最初の3月31日までの間に ある者 (生活保護受給者を除く)	主として養育する者 児童手当法施行令に定める所得 の制限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控 除した額（小・中学生の通院に係る医療費については8月 診療分から対象） 定(低)額一部負担金 1レセプト500円 ただし小・中学生の通院及び14日以上の入院の 場合は1レセプト1000円 (入院時の食事療養に係る標準負担額を除く)	自動償還 (県外医療機関は「償還払い」)
81 障害	心身障害者医療費 助成事業 市町村条例 (昭和48年10月1日)	1歳以上で ・身障手帳1・2級 ・療育手帳A1・2 所持者 (後期高齢者医療制度該当者及び生 活保護受給者を除く)	旧国民年金法施行令（老齢福祉 年金の支給）に定める所得の制 限額	医療保険の自己負担相当額から、定(低)額一部負担金を控 除した額 定(低)額一部負担金 1レセプト500円 ただし14日以上の入院の場合は1レセプト1000円 (入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額を除く)	"
91 ひとり	ひとり親家庭等医療 費助成事業 市町村条例 (昭和53年10月1日)	ひとり親家庭の親等と18歳に 達する日以降の最初の3月31 日までの間にある児童及びこ れに準ずる者 (後期高齢者医療制度該当者及び生 活保護受給者を除く) H23.8～父子拡大	児童扶養手当法施行令に定める 所得の制限額	"	"
マル重	重度心身障害老人等 医療費助成事業 市町村助成要綱 (昭和58年2月1日)	・後期高齢者医療制度加入者 で心身障 ・後期高齢者医療制度加入者 でひとり親 に該当している者等 (生活保護受給者を除く)	障害、ひとり親に同じ	"	自動償還（原則）